

# 実務経験従事証明書

(ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許用)

1 証明を受けようとする者			
フリガナ		住 所	〒( )
氏 名			電話 ( )
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生		
2 証明する事項			
【特級ボイラー技士免許関係】		【一級ボイラー技士免許関係】	
<input type="checkbox"/>	一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)を取り扱った経験	<input type="checkbox"/>	二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)を取り扱った経験
<input type="checkbox"/>	一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験	<input type="checkbox"/>	二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験
【二級ボイラー技士免許関係】		【ボイラー整備士免許関係】※	
<input type="checkbox"/>	ボイラー取扱技能講習を修了した後、4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/>	ボイラー(小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。)の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/>	ボイラー・タービン主任技術者(1種又は2種)免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/>	第一種圧力容器(小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。)の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/>	保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/>	小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/>	海技士(機関4、5級)免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/>	小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/>	鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラー(ゲージ圧力0.4MPa以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4MPa以上の温水ボイラー)を取り扱った経験		
上記に従事した期間 昭和・平成 年 月 日 から 昭和・平成 年 月 日 まで 年 月 (必要年数を下回らないか十分ご注意ください。)			
3 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器 検査証番号〔 第 号 〕(労働安全衛生法の適用を受けるものに限る。) 労働安全衛生法の適用を受けない場合は適用を受ける法令： <input type="checkbox"/> 電気事業法、 <input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法、 <input type="checkbox"/> その他〔 〕			
4 事業者による証明			
上記1の者は上記2の経験を上記3のボイラー又は第一種圧力容器について有することについて相違ないことを証明します。 平成 年 月 日			
事業場所在地			
事業場名称 電話 ( )			
事業者職名・氏名			職印

(備考等は裏面をご覧ください)

(裏面)

#### 備考

- 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。  
なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
  - 2 訂正した箇所には、社長・支店長等の職員（または社印と個人印の両方）を押印してください。
  - 3 事業場の倒産等により事業者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業者証明に代えることができます。ただしこの場合にあつては、証明者の数は原則2名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「事業者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、証明者署名もしくは記名押印」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。
  - 4 「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」については、以下を参照ください。
- ※ ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習等を修了した者が、自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算してください。

#### 小規模ボイラー（労働安全衛生法施行令第20条第5号各号）

小型ボイラーに該当しない次のボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。

- イ 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m<sup>3</sup>以下のものに限る。）

#### 小型ボイラー（労働安全衛生法施行令第1条第4号）

労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象であり、検査証は交付されていません。

#### 小規模第一種圧力容器（労働安全衛生法施行令第6条第17号各号）

小型圧力容器に該当しない次の第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。

- イ 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が5m<sup>3</sup>以下のもの
- ロ 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの
- ハ 蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの
- ニ 高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの

#### 小型圧力容器（労働安全衛生法施行令第1条第6号）



労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象であり、検査証は交付されていません。

記載例

実務経験従事証明書

(ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許用)

1 証明を受けようとする者	
フリガナ	ヤマダ タロウ
氏名	山田 太郎
生年月日	明・大(昭)・平35年10月 3日生
住所	〒(290-0011) 千葉県 市原市 能満〇〇番地 五井コーポB23 電話0436(75)0000
2 証明する事項	
<p>【特級ボイラー技士免許関係】</p> <input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、5年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験	<p>【一級ボイラー技士免許関係】</p> <input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験
<input type="checkbox"/> 一級ボイラー技士免許を受けた後、3年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験	<input type="checkbox"/> 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験
<p>【二級ボイラー技士免許関係】</p> <input checked="" type="checkbox"/> ボイラー取扱技能講習を修了した後、4か月以上小規模ボイラーを取り扱った経験	<p>【ボイラー整備士免許関係】※</p> <input type="checkbox"/> ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/> 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/> 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/> 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/> 海技士（機関4、5級）免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラーを取り扱った経験	<input type="checkbox"/> 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験
<input type="checkbox"/> 鉱山において、伝熱面積の合計が25㎡以上のボイラー（ゲージ圧力0.4MPa以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4MPa以上の温水ボイラー）を取り扱った経験	
<p>上記に従事した期間</p> <p>昭和・平成 17年 9月 1日...から 昭和・平成 19年 1月31日 まで</p> <p>1年 5か月 (必要年数を下回らないか十分ご注意ください。)</p>	
3 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器	
<p>検査証番号〔 第 1234567 号 〕(労働安全衛生法の適用を受けるも労働安全衛生法の適用を受けない場合は適用を受ける法令：□電気事業法、□高圧ガス保安法、□</p>	
4 事業者による証明	
<p>上記1の者は上記2の経験を上記3のボイラー又は第一種圧力容器について相違ないことを証明します。</p> <p>平成24年 4月 1日</p>	
事業場所在地	△△県 △△△市 △△△町 △△△△△
事業場名称	(株)安全衛生 労災防止事業所
事業者職名・氏名	所長 実務 太郎
電話	△△△ (△△△) △△△△△



  
 (社印) (個人印)

や自筆署名の  
 所長 実務 太郎  
 でも可



職印

(備考等は裏面をご覧ください)

(裏面)

#### 備考

- 1 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印（または社印と個人印の両方）を押印してください。  
なお、記名押印することに代えて社長・支店長等の署名（職名と氏名）でも差し支えありません。
  - 2 訂正した箇所には、社長・支店長等の職員（または社印と個人印の両方）を押印してください。
  - 3 事業場の倒産等により事業者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場（以下、「元の事業場」という。）の同僚であった者（以下、「証明者」という。）による証明をもって事業者証明に代えることができます。ただしこの場合にあつては、証明者の数は原則2名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「事業者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先（勤務先）電話番号、証明者署名もしくは記名押印」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。
  - 4 「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」については、以下を参照ください。
- ※ ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習等を修了した者が、自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算してください。

#### 小規模ボイラー（労働安全衛生法施行令第20条第5号各号）

小型ボイラーに該当しない次のボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。

- イ 胴の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー
- ロ 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー
- ハ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー
- ニ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が0.4m<sup>3</sup>以下のものに限る。）

#### 小型ボイラー（労働安全衛生法施行令第1条第4号）

労働安全衛生法施行令第1条第4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象であり、検査証は交付されていません。

#### 小規模第一種圧力容器（労働安全衛生法施行令第6条第17号各号）

小型圧力容器に該当しない次の第一種圧力容器（以下「容器」）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。

- イ 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が5m<sup>3</sup>以下のもの
- ロ 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの
- ハ 蒸発作用を行う容器（蒸発器、蒸留器等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの
- ニ 高温の圧力液体を保有する容器（スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等）で内容積が1m<sup>3</sup>以下のもの

#### 小型圧力容器（労働安全衛生法施行令第1条第6号）

労働安全衛生法施行令第1条第6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象であり、検査証は交付されていません。